国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～9　（略）

第五百三十六条　削除

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官及び釣人専門官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官六人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人及び釣人専門官一人を置く。

2　資源管理推進室は、海洋生物資源の保存及び管理に関する事務をつかさどる。

3　資源管理推進室に、室長を置く。

4　沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。次条第二項第二号及び第四項第二号において同じ。）に関すること。

二　（略）

全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～9　（略）

（資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理推進官、外国漁船検査官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十六条　管理課に、資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理推進官二人、外国漁船検査官一人、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2　資源管理推進室は、海洋生物資源の保存及び管理に関する事務をつかさどる。

3　資源管理推進室に、室長を置く。

4　漁業取締管理室は、漁業の取締りに関する事務をつかさどる。

5　漁業取締管理室に、室長を置く。

6　資源管理推進官は、命を受けて、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　外国漁船検査官は、寄港する外国漁船の検査に関する事務並びに外国漁船の寄港に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　漁業監督指導官は、命を受けて、漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

9　首席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

10　次席漁業監督指導官は、命を受けて、第八項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、首席漁業監督指導官を補佐する。

11　情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

12　外国漁船取締企画官は、命を受けて、外国漁船の取締りに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（沿岸・遊漁室並びに漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官、まぐろ資源検査官、漁場管理対策官及び釣人専門官）

第五百三十七条　漁業調整課に、沿岸・遊漁室並びに漁業調整官五人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人、まぐろ資源検査官五人、漁場管理対策官一人及び釣人専門官一人を置く。

（新設）

2　沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。第五百三十九条第二項第二号において同じ。）に関すること。

二　（略）